

動物による危害防止対策強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。

- 人が犬にかまれる事故が、令和2年度は県内で175件発生しました。
 - ・飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診をうけさせることが必要です。
 - ・犬を飼う場合には、事故を起こさないようなしつけ、飼い方をすることが重要です。
 - ・公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。
散歩は犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。
 - ・犬は来訪者の届かない場所で飼いましょう。
門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください。
- 犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。
- 猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症等の危険から猫や人を守ることができます。また、地域猫活動等で屋外にいる飼い主のいない猫の世話をする場合には、特に過度のふれあいは避け、かまれたりひっかかれたりしないように注意しましょう。
- 犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です（91日齢未満の犬猫を除く）。
- 一部のサル、ヘビなどの特定動物は、法律により原則飼うことが禁止されています。
- ペットがいなくなったらすぐ探し、保健所、警察、動物愛護センターに電話等で届け出ましょう。また、迷子札をつける、動物病院で「マイクロチップ」を装着及び登録するなどして、保護された際に飼い主がわかるようにしましょう。
- 動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しをお手伝いします。
- 動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣します。

▶問合せ 香取保健所（健康福祉センター）☎0476-93-5711、県動物愛護センター☎0476-93-5711

N.PASSなら 成田空港がこんなに おトク!



おトクな3つの特典

- 1  ショップレストランの
割引&特典
- 2  成田空港内駐車場
3時間無料*
- 3  入館料割引
航空科学博物館
成田空港温泉 空の湯

※空港内店舗で1,000円以上ご利用の場合

Narita Airport N.PASSの詳細については
成田空港 N.PASS

町では、町内外を問わず広報紙へ掲載する有料広告を募集しています。
掲載料は1回5,000円、3回連続12,000円、6回連続20,000円、12回連続36,000円です。広告の大きさや
掲載期間に応じて掲載料を設定していますので、まちづくり課（☎02114）へお問い合わせください。